

『伝え合う言葉 中学国語』 年間学習指導計画・評価規準(案) について

本資料は、『伝え合う言葉 中学国語 1』の単元・教材配列をもとにした「年間学習指導計画・評価規準(案)」です。

学習指導要領で定められている国語科の時間から書写に該当する時間を引いた、一年―一二〇時間、二年―一二〇時間、三年―九五時間を上限に、各教材の指導事項や言語活動例、学習活動の流れなどの例を示しています。

これをもとに、地域や学校の実情や課題に合わせて、最適な年間計画を作成してください。

「年間学習指導計画・評価規準(案)」の見方

指導時期……年間のどの時期に学習するかを、月数で示しています。

単元……教科書の単元名を示しています。

配当時間……配当時間数を示しています。

教材目標……「知識・技能」に関する目標、および「思考力・判断力・表現力」に関する目標の二つの目標を基本として示しています。

「知識・技能」に関する目標には、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」と「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」から関連する要素を目標として示しています。また、「思考力・判断力・表現力」に関する目標には、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」と「言語活動例」から関連する要素を目標として示しています。

学習活動の流れ……数字にそって学習活動が進んでいくことを示しています。

評価規準例と学習指導要領との対応……評価規準例は、その教材において目標とした能力について「おおむね満足できる」状況を具体的な姿として想定したものです。また、評価内容は、次の五つの観点について設定しています。

◇ 国語への関心・意欲・態度

◇ 話す・聞く能力

◇ 書く能力

◇ 読む能力

◇ 言語についての知識・理解・技能

これら五つの評価の観点は、「基礎的・基本的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の三つの要素に対応させています

なお、ABC、(1)(2)(3)、アイウ、(ア)(イ)などの記号は、学習指導要領(国語科)の各領域、指導事項、言語活動例を示しています。

「年間学習指導計画評価規準(案)」の検討時の留意点

・平成二十八年度版『伝え合う言葉 中学国語』は、本編と付録である「言葉の自習室」の二つの部分からなっています。本編は、学習指導要領に示された領域（「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」）について学習する教材を配列し、さらに常用漢字表などの漢字資料を掲載しています。

付録の「言葉の自習室」は、読むことや古典の補充教材、学習活動に関する資料、活用的な学習の観点から学習活動を設定した「学びのチャレンジ」、学習語句一覧表や学習用語の索引などからなっています。

本「年間学習指導計画・評価規準(案)」では、本編の教材について、具体的な指導事項や時数を設定し、まとめてあります。

・「読むこと」教材（「古典」教材を含む）には、一部領域関連として「話すこと・聞くこと」「書くこと」の時数を含むものがあります。

・「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」については、「言葉の小窓」「文法の小窓」のコラム教材を単元内に配し、学習時期のめやすを示しています。それぞれの教材の詳しい内容は、本編の後半に「言葉と文法 解説編」として、まとめて掲載しています。

・「漢字の練習」「四季のたより」「本の世界へ」「言葉と仕事」「ことばの散歩道」の各コラム教材は、特定の配当時数が設定されていません。他の教材との関連など、学習時期や時数、学習活動など、

適宜柔軟に扱えるようにしています。

・「言葉の自習室」は、本編の学習をさらに確実なものにしたり、発展的に広げたりする際にご活用いただけます。

補充教材には、詩教材、文学的文章教材、説明的文章教材、古典教材、随筆など、さまざまな文種の作品が掲載されています。本編の教材と差し替えたり、補充、または発展的に使用したりすることが可能です。

学習活動に関する教材や資料、「学びのチャレンジ」などは、必要に応じて本編の学習を補ったり、さらに深い学びのために資料を収集したり、学習した内容を整理したりするときに活用できると、学習者の自学自習にも役立つページです。

・「言葉の自習室」は必修教材ではないため、時間の配当や特定の指導事項や言語活動例の設定はありません。本編の教材と関連させて授業で扱ったり、学習者の自学自習用使用したりするなど、適宜、ご活用ください。